消費・安全対策交付金について

もうかるブランド推進課

１　消費・安全対策交付金とは

食の安全及び消費者の信頼を確保するという考え方に立ち，国内の農林水産業及び食品関連産業等の健全な発展につながる取組を支援する制度である。本県では，県内農産物の安全性の向上及び伝染性疫病・病害虫の発生予防・まん延防止を目的に以下の３事業を実施する。

２　事業の概要及び事業費

（１）　農薬の適正使用等の総合的な推進（１，５１４千円　交付率１／２以内）

ア　農薬の安全使用の推進

農薬使用者を対象に講習会や啓発活動を行い，適正かつ安全な農薬の使用の指導及び普及を行う指導者（農薬適正使用アドバイザー等）の育成を行う。

イ　農薬の適切な管理及び販売の推進

農薬の適正な管理及び販売の推進等を図るため，農業者，農薬販売者等を対象に，研修・指導を実施する。

ウ　農薬残留確認調査等の実施

徳島県独自の方法で栽培されている農産物について，農薬残留量を確認し，国が定めた農薬登録基準に適合しているかを確認する。また，農薬登録の少ない作物に対し，農薬登録拡大試験を実施する。

（２）　病害虫の防除の推進（７８８千円　交付率１／２以内）

ア　先進技術を活用した総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）技術体系の確立

農薬等による防除が困難となっている病害虫を対象としたＩＰＭ実践指標の策定及びその実践効果の把握のための調査を行う。

イ　病害虫防除農薬環境リスク低減技術確立

農薬散布に伴う環境リスクを低減するため，天敵，フェロモン等を利用した防除技術及び農薬使用散布量の低減化技術を確立する。

（３）　重要病害虫の特別防除等の実施（１４４千円　交付率１０／１０）

国内にまん延すると農作物等に重大な損害を与える恐れがある病害虫であるとして，農林水産省では「重要病害虫」を指定しており，本県に侵入した場合，当該病害虫を早期に発見するため，果樹・野菜栽培地帯等において侵入警戒調査等を行う。

目標　農薬の適正使用等の総合的な推進	
事業実施期間　令和元年度	都道府県等名　徳島県

事業の実施方法

１．農薬の安全使用の推進

(1)　農薬の危害防止

農薬適正使用研修会及び農薬安全使用講習会を開催し，農薬の適正使用等を啓発・周知した。

(2)　農薬適正使用アドバイザー認定研修会実施

農薬の取扱について産地の指導的役割を果たす人材を育成するため，農業者等を対象として，農薬の適正使用及び管理に関する研修会を実施し，十分な知見を習得した者を認定した。

(3)　農薬使用状況の調査・指導

生産者段階での出荷前の残留農薬自主検査（県の事業として実施）を実施する際，当該農産物の栽培履歴等により農薬の使用状況を確認した

また，残留農薬の分析結果により疑義等を確認した場合，適時立入検査を実施し，農薬の使用状況を確認する。

併せて，農薬取締法違反等を確認した際は，指導等を実施する。

２．農薬の適切な管理及び販売の推進

(1)　農薬管理指導士認定研修会実施

農薬の適正使用，適正販売，保管管理を推進するため，ＪＡ営農指導員，農薬販売者等を対象として研修会を実施し，十分な知見を習得した者を認定した。

(2)　農薬販売者に対する立入検査実施

農薬販売届出店舗については，定期的（3～4年に1回を目標）に立入検査を実施し，販売・保管管理状況等を確認するとともに，適正な販売・保管管理を啓発周知した。

３．農薬残留確認調査等の実施

(1)　ハウススダチ，リーフレタスの安全性確認試験を農林水産総合技術支援センターにて実施した。その結果，残留面で安全性が確保できない事例が確認されたため，新たに県の使用基準を作成し，生産者等に対し指導等を実施した。

(2)　生産量が少なく，また，農薬登録の少ない作物（どくだみ，ザーサイに対し，農薬登録適用拡大試験（試料調製，作物残留試験）を実施した。

４．【現状】及び【目標値】

〔現状値：平成27～29年度平均〕

販売違反者数26/調査実施販売者数　160＝16.3%

使用違反者数 0/調査等実施使用者数411＝　0%

（16.3% ＋ 0%）／2＝8.2%（現状値）

〔目標値：令和元年度〕

販売違反者数11/調査実施販売者予定数100＝11.0%

使用違反者数 0/調査等実施使用者予定数400＝ 0%

（11.0% ＋ 0%）／2＝5.5%(目標値)

目標値

項　　目	現状	目標値	実績	達成度	評価
農薬の不適切な販売及び使用の発生割合	8.2%	5.5%	9.9%	95%	A

事業内容及び実績額

事業内容	規格・規模等	所要額予算（円）	左の交付金相当額（円）	交付率（%）
(1)農薬の安全使用の推進	農薬適正使用研修会 1回 農薬安全使用講習会 201回 ポスター等啓発資料作成 23,150部 農薬適正使用ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ認定研修会 5回	500,000	250,000	50
(2)農薬の適切な管理及び販売の推進	農薬管理指導士認定研修会 1回 農薬販売者への立入検査 178件	120,000	60,000	50

(3)農薬残留確認調査等の実施	農作物の農薬残留確認調査・登録適用拡大試験 4作物　7農薬	894,000	447,000	50
合　計		1,514,000	757,000	

事業の成果

１．農薬の安全使用の推進

(1)　講習会・研修会実施状況

農薬適正使用研修会　　1回　参加人数　88人

ポスター等啓発資料作成　23,150部

（農薬危害防止運動ポスター，農薬適正使用チラシ等）

対象者：農薬適正使用アドバイザー，農薬管理指導士，ＪＡ営農指導員
公園及び施設管理者等

農薬安全使用講習会　201回　参加人数　計3,402人

対象者：農業者等

(2)　農薬適正使用アドバイザー認定状況

アドバイザー認定研修会　　5回　参加人数　174人（更新者を含む）
認定者　174人　総認定者　681人

対象者：農業者や農薬使用者等

(3)　農薬使用状況調査・指導

残留農薬自主検査数（栽培履歴等の確認）　355件　違反数　0件

農薬使用者への立入検査数　0件　違反数　0件

(4)　成果

上記(1)(2)(3)を実施した結果，農薬使用者等に対し，農薬適正使用を推進し，意識向上を図ったことにより，安全・安心な農産物の供給が図られた。

２．農薬の適切な管理及び販売の推進

(1)　農薬管理指導士認定研修会　1回　参加人数　80人（更新者を含む）
認定者　80人　総認定者　259人

対象者：ＪＡ営農指導員，農薬販売者，防除業者，ゴルフ場の担当者等

(2)　農薬販売者に対する立入検査状況

ア　農薬販売届出店舗　557件

イ　農薬販売者への立入検査　178件

ウ　違反数　35件（消費・安全対策交付金実施要領 別表１ 目標値設定に当たっての留意事項によりカウント）

内訳：廃止届未提出（農薬取締法第17条）：2件
変更届未提出（農薬取締法第17条）：23件
帳簿の記録の不備（農薬取締法第20条）：1件
帳簿の保存の不備（農薬取締法第20条）：9件

エ　その他違反数　2件

内訳：農薬登録を受けていない除草剤の販売に係る表示の未表示（農薬取締法第22条）：0件
帳簿の記録の不備（毒物及び劇物取締法第14条）：2件

オ　改善状況：販売者の責任者に対し，違反事項を説諭した結果，改善の意思を示すとともに，届出に関する事項については，必要な届出が提出（25件）された。また記録の不備については，次回立入検査時に改善されているか確認を行う。

(3)　成果

上記(1)を実施した結果，農薬販売者等への農薬適正使用及び関係法令の遵守について推進し，意識向上を図ったことにより，農薬の適正使用，適正販売，保管管理が図られた。

上記(2)を実施した結果，農薬販売者における農薬取締法等関係法令の遵守状況を確認することができた。また，再度の周知により，農薬の適切な管理，販売が図られた。

３．目標値に対する実績及び達成度

〔実績値：農薬の不適切な販売及び使用の発生割合〕

販売者違反者数 35／調査実施販売者数178＝19.7%

使用違反者数0／調査等実施使用者数355＝0%

（19.7%＋0%）／2＝9.9%（実績）

〔達成度〕　（1－実績値9.9%）／（1－目標値5.5%）×100≒95%

≒95%(達成度)

４．農薬残留確認調査状況

(1)　登録基準への適合状況の確認調査

ア　ハウススダチの安全性確認調査

調査薬剤名　①クロルフェナピル
②アバメクチン・エトキサゾール
③アバメクチン

イ　リーフレタスの安全性確認調査

調査薬剤名　①ピリベンカルブ
②オキソリニック酸

(2)　農薬登録推進のための試験

ア　どくだみの安全性確認調査（適用拡大試験）

調査薬剤名　ペンチオピラド

イ　ザーサイの安全性確認調査（適用拡大試験）

調査薬剤名　クロルフェナピル

(3)　成果

ア　「ハウススダチ」と「リーフレタス」については，「アバメクチン」，「クロルフェナピル」，「ピリベンカルブ」，「オキソリニック酸」の農薬で，本県特有の特殊な環境条件下（厳寒期におけるハウス被覆栽培など）では，残留量が最大となる使用方法で残留基準値を超過する可能性が示唆された。このため，「ハウススダチ」と「リーフレタス」の特殊な環境条件下では，県の自主基準を設定し，生産者等に対して指導を行った。

イ　「どくだみ」と「ザーサイ」については，登録適用拡大試験として作物残留試験を実施した結果，登録適用拡大の可能性が示唆された。

なお，分析結果は農薬メーカーに情報提供している。

評価の概要

農薬の使用者，販売者等を対象に研修会，講習会を開催するとともに，農薬適正使用アドバイザー，農薬管理指導士の認定研修を実施することにより，農薬の危害防止，適正使用，適正販売，保管管理，飛散防止等の周知徹底に努めている。

この結果，農薬使用に伴う違反は0件であったが，農薬販売に伴う農薬取締法違反は35件（その他：毒物及び劇物取締法に係る違反2件）で，昨年より多くなった。これにより，目標値である「農薬の不適切な販売及び使用の発生率」の実績は9.9%となり，当初目標（5.5%）より高くなった。

今後の課題としては，農薬販売者において確認した「廃止届の未提出」，「変更届の未提出」，「帳簿の記録の不備」について，再度徹底する必要がある。

目標　病害虫の防除の推進	
事業実施期間　令和元年度	都道府県等名　徳島県

事業の実施方法

地域の実情に見合った総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）が実践できるよう，新たな技術を活用したＩＰＭ実践指標の策定，実践モデル地域の育成，農薬環境リスク低減技術確立に取り組んだ。

【目標値の考え方】

(1)先進技術を活用した総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）技術体系の確立

ＩＰＭ実践指標値の向上率で評価する。具体的には，ＩＰＭの実践指標において，効果を検証した管理ポイントの割合を評価することとした。

(2)病害虫防除農薬環境リスク低減技術確立

農薬環境リスク低減値の向上率で評価する。具体的には，確立する技術の化学合成農薬の使用回数及び防除経費が，現行防除技術に対してどの程度減少したかで評価することとした。

なお、各項目の具体的な目標値は、別添資料を参照。

目標値

項　　目	現状	目標値	実績	達成度	評価
(1)ＩＰＭ実践指標値の現状値からの向上率	１００	１０４	１０４	１００%	Ａ
(2)農薬環境リスク低減値の現状値からの向上率	１００	１４８	１４８	１００%	Ａ

事業内容及び実績額

事業内容	規格・規模等	所要額予算(円)	左の交付金相当額(円)	交付率(%)
(1)先進技術を活用した総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）技術体系の確立	いちご 50a 促成ｷｭｳﾘ 10a ねぎ 10a	540,000	270,000	50
(2)病害虫防除農薬環境リスク低減技術確立	促成なす 15a	248,000	124,000	50
合　計		788,000	394,000	

事業の成果

（１）先進技術を活用した総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）技術体系の確立

（ア）IPM実践指標の策定

・県内（徳島市，阿南市，阿波市，石井町）のいちご4圃場に発生するうどんこ病菌のＤＭＩ剤感受性検定を行ったところ，一部圃場で耐性菌が確認された。また，耐性菌発達リスクの低い気門封鎖剤と銅剤を混合し防除効果を検討した結果，慣行の化学薬剤散布体系とほぼ同等の効果を示し，実用性があると考えられた。

・県内（石井町）のキュウリ圃場において発生するミナミキイロアザミウマの防除として，高知県が作出したＭＹＳＶ弱毒株をキュウリ株に感染させ，作製した弱毒株と健全株にミナミキイロアザミウマを放飼した結果，ミナミキイロアザミウマが弱毒株に誘引される可能性が高いと考えられた。

・県内（徳島市）のねぎ圃場に発生するシロイチモジヨトウに対して，薬剤感受性検定を行ったところ，ジアミド系等の薬剤効果が低下していることが判明した。また，有効な薬剤についてローテーション散布を実施し，防除体系の検討を行ったところ，慣行区にシロイチモジヨトウの発生が無かったため，効果は判然としなかった。

（２）病害虫防除農薬環境リスク低減技術確立

（ア）天敵・フェロモン等を利用した防除技術体系の確立

・促成なすのミナミキイロアザミウマ及びコナジラミ類に対する生物的防除資材としてのリモニカスカブリダニ防除効果を生産現場で評価した。その結果，スワルスキーカブリダニを単独で放飼した試験区よりもスワルスキーカブリダニとリモニカスカブリダニを併用した試験区で，冬期におけるミナミキイロアザミウマに対する防除効果が高くなり，促成なすにおけるリモニカスカブリダニの利用は有効と考えられた。

評価の概要

・ＩＰＭ技術体系確立：いちごうどんこ病及びネギのシロイチモジヨトウにおいては，薬剤感受性検定を実施し，耐性菌及び薬剤抵抗性の発生割合が高まっていることが判明し，当該薬剤の使用には注意が必要であることが明らかになった。また，いちごうどんこ病では，耐性菌発達リスクの低い気門封鎖剤と，銅剤を混合し防除効果を検討した結果，慣行の化学薬剤散布体系とほぼ同等の効果を示し，実用性があると考えられた。さらに，ＭＹＳＶ弱毒株を接種したキュウリでは，ミナミキイロアザミウマが誘引される傾向があることが示された。

・リスク低減：促成なすにおいて，リモニカスカブリダニ利用はミナミキイロアザミウマ及びコナジラミ類に有効であることが明らかとなり，防除回数及び環境リスク低減につながる技術が実証できた。

・以上のことから，本事業は適正に実施された。

目標　重要病害虫の特別防除等

事業実施期間　令和元年度　　都道府県等名　徳島県

事業の実施方法

　我が県が侵入を警戒しているチチュウカイミバエ，ミカンコミバエ・ウリミバエ，アリモドキゾウムシ，イモゾウムシ，コドリンガ，アフリカマイマイ，火傷病，カンキツグリーニング病，ウメ輪紋ウイルスについて，調査地点を設定し，定期的に調査を実施した。

目標

チチュウカイミバエ	８ヶ月（４～11月）	×	４カ所=	３２回
ウリミバエ・ミカンコミバエ	８ヶ月（４～11月）	×	４カ所=	３２回
アリモドキゾウムシ	５ヶ月（６～10月）	×	５カ所=	２５回
	１ヶ月　（７月）	×	１１０カ所=	１１０回
イモゾウムシ	１ヶ月　（９月）	×	５カ所=	５回
コドリンガ	６ヶ月（４～９月）	×	２カ所=	１２回
アフリカマイマイ	２ヶ月（６，９月）	×	２カ所=	４回
火傷病	３ヵ月（４，７，９月）	×	３カ所=	９回
カンキツグリーニング病	３ヵ月（４，７，９月）	×	３カ所=	９回
ウメ輪紋ウイルス	１ヵ月　（６月）	×	２カ所=	２回
			合計	２４０回

目標値

項　　目	現状	目標値	実績	達成度	評価
対象病害虫の調査の総回数	２０４回	２４０回	２４０回	１００％	A

事業内容及び実績額

事業内容	規格・規模等	所要額予算（円）	左の交付金相当額（円）	交付（％
重要病害虫侵入警戒調査等の実施	調査総回数240回	144,000	144,000	100

事業の成果

侵入警戒調査実施状況・地点数

　別添資料参照。

実績

チチュウカイミバエ	８ヶ月（４～11月）	×	４カ所=	３２回
ウリミバエ・ミカンコミバエ	８ヶ月（４～11月）	×	４カ所=	３２回
アリモドキゾウムシ	５ヶ月（６～10月）	×	５カ所=	２５回
	１ヶ月　（７月）	×	１１０カ所=	１１０回
イモゾウムシ	１ヶ月　（９月）	×	５カ所=	５回
コドリンガ	６ヶ月（４～９月）	×	２カ所=	１２回
アフリカマイマイ	２ヶ月（６，９月）	×	２カ所=	４回
火傷病	３ヵ月（７～９月）	×	３カ所=	９回
カンキツグリーニング病	３ヵ月（７～９月）	×	３カ所=	９回
ウメ輪紋ウイルス	１ヵ月　（７月）	×	２カ所=	２回
			合計	２４０回

成果

　調査の結果，対象病害虫の侵入は確認されなかった。

評価の概要

　計画に基づいて，調査を実施した結果，対象病害虫の侵入は見られなかった。このことから本事業は適正に実施された。

　今後も引き続き本事業に取り組み，重要病害虫の侵入警戒を行うとともに，国の実施する「植物防疫法に基づく植物等の移動禁止及び移動制限に関する広報」等に協力し，侵入を未然に防ぐ。